

富士宮市採用力強化・機会創出支援事業実施業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和7年4月

静岡県富士宮市

商工振興課

この実施要領は、富士宮市が実施する「富士宮市採用力強化・機会創出支援事業実施業務(以下「本業務」という。)」の事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務名

富士宮市採用力強化・機会創出支援事業実施業務

(2) 業務内容

別添「富士宮市採用力強化・機会創出支援事業実施業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)記載のとおり。ただし、契約時における業務仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じて、変更することができる。

(3) 業務期間 契約締結の翌日から令和8年3月31日(火)まで

2 委託費

本業務に関する費用は、以下のとおりである。なお、金額は、単に業務規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

【委託上限金額】 5,500千円(消費税及び地方消費税を含む。)以内

3 選定スケジュール

選定に関するスケジュールは下表のとおりとする。

| | 項目 | 期間・期日 |
|----------|-----------------------|--------------------------|
| 選定スケジュール | 募集開始 | 令和7年4月1日(火) |
| | 企画提案書等に関する質疑受付 | 令和7年4月9日(水)12時まで |
| | 企画提案書等に関する質疑への回答 | 令和7年4月11日(金) |
| | 参加申請書受付期限 | 令和7年4月9日(水)17時まで |
| | 参加資格結果通知 | 令和7年4月11日(金)17時までに電子メールで |
| | 企画提案書等提出期限 | 令和7年4月24日(木)17時まで |
| | 審査会(プレゼンテーション及びヒアリング) | 令和7年5月2日(金) |
| | 審査結果通知書の交付 | 令和7年5月9日(金)※予定 |

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 富士宮市物品購入等入札参加業者の資格を有する者

イ 引き続き2年以上業務に営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を参加申請書の受付期限までに提出した者

(2) 参加申込み時点で、富士宮市物品製造等の契約に係る指名停止等措置要綱又は富士宮市工

事請負契約等に係る指名停止等措置要綱における入札参加停止期間中でないこと。

- (3) 同種・類似業務の受託実績を有すること(公共や民間を問わない。)
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 公租公課を滞納していないこと。
- (8) 富士宮市暴力団排除条例(平成24年富士宮市条例第25号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (9) 同一事業者が複数の参加をしていないこと。

5 参加申請書の提出

- (1) 提出期限 令和7年4月9日(水)17時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送(必着)
- (3) 提出先 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地
富士宮市産業振興部商工振興課(富士宮市役所4階)
- (4) 提出書類 以下の書類を各1部提出書すること。
ア 参加申請書【様式2】
※上記4(1)アに該当しない者は、別紙1「入札参加資格申請に準じた書類一覧表」に掲げる必要書類を併せて提出すること。
イ 誓約書【様式3】
ウ 会社概要書【様式5】
エ 業務実績書【様式6】

6 参加資格結果通知について

参加申請書を受理した後、参加資格要件を満たすと認めた者を有資格者として取り扱う。全ての参加申込者に対し、令和7年4月11日(金)17時までに、参加申請書に記載された連絡先に参加資格通知書【様式7】を電子メールで通知する。

なお、有資格者が6者以上の場合は、選定委員会において、提出された書類により【別紙2】採用力強化・機会創出支援事業実施業務委託に係る評価基準に基づき審査を実施し、上位5社以内に選定する。

7 参加辞退について

参加申請書提出日以降に参加を辞退する場合は、商工振興課へ電話連絡のうえ、辞退届【様式8】を提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。また、参加資格結果通知後の辞退は、原則認めない。

8 企画提案書等の提出

参加資格通知において有資格者とされた者は、以下のとおり企画提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年4月24日(木)17時まで
- (2) 提出方法 持参又は郵送(必着)
- (3) 提出先 〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地
富士宮市産業振興部商工振興課(富士宮市役所4階)
- (4) 提出部数 **10部(正本1部、副本9部)**
- (5) 提出書類 ア 企画提案書
【様式9】を表紙として使用し、必要な事項を記載すること。
イ 企画提案に関する資料
(ア) 企画提案内容記載資料
任意様式にて提案を行うこと。プレゼンテーションの時間内で提案内容を全て説明できるようにすること。
(イ) 見積書
任意様式にて金額及び全ての費用の明細について明示すること。なお、見積書は提案に係る費用を確認するためのものであり、契約金額を保証するものではない。

※企画提案書について、用紙はA4版を基本(図表等でA3版を使う場合はA4版に折って使用)とし、縦置き(左綴じ)で製本すること。印刷については、片面・両面は問わない。

9 企画提案書等に関する質疑受付について

- (1) 受付期間 令和7年4月9日(水)12時まで
- (2) 提出方法 質問書【様式1】を電子メールにて下記メールアドレス宛てに提出し、受信状況を電話で確認すること。
メールアドレス：shoko@city.fujinomiya.lg.jp
電話：0544-22-1154
※電子メール以外での質疑は一切受け付けない。

10 企画提案書等に関する質疑への回答について

令和7年4月11日(金)17時(予定)までに、全ての参加者に対して、回答を電子メールにて送信する。

11 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出書類の著作権は、参加申込者に帰属する。ただし、富士宮市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 提出書類は一切返却しない。

- (3)企画提案書等の提出期限(令和7年4月24日(金)17時)後は、記載された内容の修正又は変更を認めない。
- (4)プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、富士宮市情報公開条例(平成15年富士宮市条例第29号)の規定に基づき、提出書類を公表する場合があるものとする。

12 審査会(プレゼンテーション及びヒアリング)

- (1) 期 日 令和7年5月2日(金)
- (2) 場 所 510 会議室(富士宮市役所5階)
※時間については個別に連絡する。
- (3) 出席者 出席者は3名以内とする。
- (4) 所要時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分以内、計30分以内とする。
- (5) プレゼンテーションの内容
プレゼンテーションは、紙面及びプロジェクターの使用も可とする。また、提出した企画提案書に基づき説明を行うものとし、内容の変更や追加資料の提出は一切認めない。ただし、説明用パワーポイント等の編集は可とする。
- (6) 実施順 企画提案書の受理順とする。
- (7) 映像機器等の使用
プロジェクター、スクリーン、マイクは本市で用意する。それに接続するパソコン等の機材は説明者側で用意するものとする。また、それらを使用するための準備に要する時間はプレゼンテーション前の10分以内とする。
- (8) その他
審査内容や採点等に関する問合せは一切回答しない。プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

13 審査について

- (1)提出された企画提案書及びプレゼンテーション(ヒアリング)により審査(審査基準:別紙2)を実施し、その結果に基づいて契約候補者を決定する。
- (2)最高得点者が複数の場合は見積額がより廉価であった者を契約候補者とし、見積額が同額であった場合はくじ引きにより決定する。

14 審査結果の通知

期 日 令和7年5月9日(金) 【様式10】

15 参加申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法等の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合

- (5) 参加申込書の提出以降、入札参加の停止を受けた場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、提案に当たり、著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認めた場合

16 契約

プロポーザルの審査結果に基づき、富士宮市は契約候補者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。ただし、選定した者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定する者に該当することになった場合は、契約を締結しない。この場合、次点であった者を契約候補者と選定する。

17 留意事項

- (1)本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2)業務を遂行するに当たり知り得た情報について、富士宮市の許可を得ることなく外部に漏らしてはならない。

18 問合せ先

富士宮市産業振興部商工振興課 工業振興・労政係
〒418-8601 富士宮市弓沢町150番地
電 話 0544-22-1154
F A X 0544-22-1385
メールアドレス：shoko@city.fujinomiya.lg.jp

別紙 1

入札参加資格申請に準じた書類一覧表

- 必要書類を確認し、チェック欄を記入の上、番号 1 から順に揃えてこの一覧表とあわせて提出してください。

| |
|--|
| <p>チェック欄記入方法 … 提出を要する：○ 提出不要：／（斜線）</p> |
|--|

- 提出書類は、全て A 4 サイズにしてください。
- 受付期限日までに、参加申請書とあわせて提出してください。

| 番号 | 書類名 | 様式・留意点等 | チェック |
|----|------------------|--|------|
| 1 | 登記事項証明書 (写し可) | | |
| 2 | 損益計算書 (写し可) | ※直近 1 年の事業年度のもの | |
| 3 | 納税証明書等 (写し可) | ○市内事業者・準市内事業者 「市税（法人）完納証明書」 「納税証明書（その 3 の 3）」 ○市外事業者 「納税証明書（その 3 の 3）」 | |
| 4 | 誓約書 | 【様式 4】 押印必須 | |
| 5 | 委任状 | 【様式 5】 支店・営業所等へ、本プロポーザルの参加等を委任する場合のみ提出 押印必須 | |

別紙2（企画提案書及びプレゼンテーション（ヒアリング））

富士宮市採用力強化・機会創出支援事業実施業務委託に係る評価基準

（合計200点）

| 評価内容 | | 評価視点 | 点数 |
|------|----------------|---|----|
| 1 | 企画提案書の評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書は、当事業の目的・市内企業の状況を理解したうえで、公募仕様書を補完する提案や新規の提案等、有益な提案があるか。 | 45 |
| 2 | 仕様書の基本仕様に関する評価 | 支援業務に関する評価 <ul style="list-style-type: none"> ・市内企業の現状にあったインターンシップ等の実施までの支援の方法が提案されているか | 40 |
| | | インターンシップ等の集客に関する評価 <ul style="list-style-type: none"> ・全国の学生の参加促進のための広報計画が立案され、効果的な広報媒体等により集客が期待できるものとなっているか ・静岡県や地方移住に興味関心があるなど、継続的な関係性を見込める学生の集客が期待できるものとなっているか | 60 |
| | | インターンシップ等の実施に関する評価 <ul style="list-style-type: none"> ・企画内容は、学生が参加したいと思う魅力的な内容となっているか ・企画内容は、市内企業と学生との継続的な関係性を見込めるものか ・インターンシップ等の運営に係るサポート体制が構築されているか | 45 |
| 3 | プレゼンテーションの評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査員に分かりやすい説明であったか ・質疑応答の内容は、企画提案書やプレゼンテーションと整合性があるか ・富士宮市の特徴や現状を理解し、共に本業務に取り組む熱意が感じられるか | 10 |

※合計点が120点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。